

第5部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 基本的考え方

1 復興の考え方

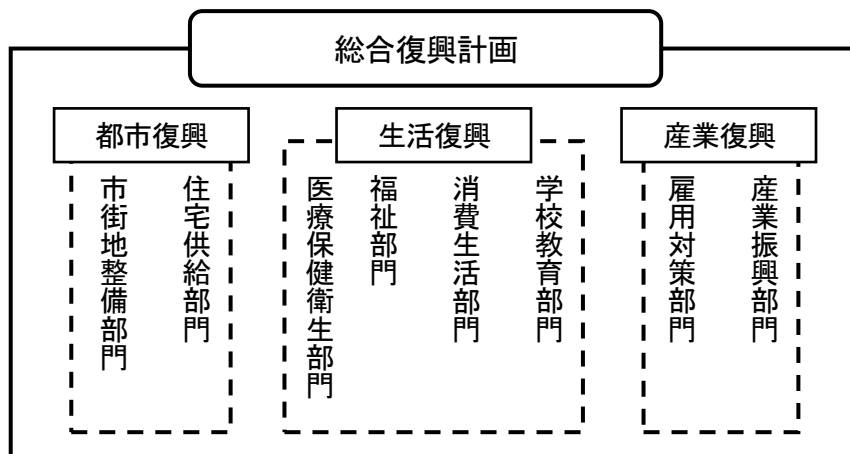
大規模な災害により甚大な被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

復興に際しては、将来の気候変動リスクも踏まえ、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、都市基盤の復興だけでなく、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的にすすめる。

2 江戸川区都市復興マニュアル

江戸川区では、「江戸川区被災市街地の計画的な復興整備に関する条例」（平成17年）に基づき、被災後のまちづくりについての具体的な手順及び手続きなどの行動指針として「江戸川区都市復興マニュアル」を策定している。

「江戸川区都市復興マニュアル」の復興対策は、応急・復旧対策以外の市街地整備等のまちづくり部門のみを対象としたものであり、それに生活復興、産業復興を加えて総合復興計画とする。



第2節 復興計画策定への取り組み

1 復興本部の設置

区長は、大規模災害により被害を受けた地域が区内の相当の範囲に及び、かつ、重大な被害を受けた場合は、被災後、できるだけ早い時期に区災害対策本部とは別に復興本部を設置する。

2 復興計画等の策定

区長は、復興計画の策定にあたっては、区域の被害状況を把握し、復興の取り組みを示した復興基本方針を策定する。

復興基本方針に基づき、復興計画をすすめるための復興計画を策定する。復興計画は、「都市の復興」「生活の復興」「産業の復興」等を内容とする。

3 復興計画の検討体制

復興計画の策定にあたっては、区民の意見や要望を反映するために、住民参加型の検討体制を取るものとする。

第2章 都市の復興

第1節 復興初動体制の確立

1 都市復興本部の設置

復興事業を迅速かつ計画的に実施するため、できる限り早期に都市復興本部を設置する。
都市復興本部は、被災直後に設置される区災害対策本部と緊密な連携が図られる組織体制とする。

2 被害概況の把握

(1) 家屋被害概況調査

区災害対策本部に集積する各種情報及び現地踏査に基づいて、被害状況を把握する。

(2) 建築物の応急危険度判定調査

被災建築物の余震等による二次災害の防止のため、危険度の判定を行う。

第2節 都市復興基本方針の策定等

1 都市復興基本方針の策定・公表

家屋被害概況調査等をもとに、速やかに区の都市復興への方向性を示す都市復興基本方針を策定し、区民に公表する。

2 建築基準法第84条に基づく建築制限

壊滅的な被災市街地で、基盤整備を図るべき地区について、建築制限を実施する。

第3節 都市復興基本計画の策定等

1 被害状況の詳細調査等

(1) 家屋被害状況調査

町丁目の街区単位で被害程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・被害なし）の全棟調査を実施する。

(2) 復興対象地区の指定

家屋被害状況調査データと地区の基盤整備状況、まちづくり計画などをもとに、地区を復興対象地区として「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」に指定する。

2 被災市街地復興特別措置法第7条に基づく建築制限

抜本的な都市基盤整備事業を行う地域について、事業を円滑に推進するため、「被災市街地復興推進地域」の都市計画決定を行い、建築制限を実施する。

3 都市復興基本計画の策定・公表

都市復興基本方針を踏まえ、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、地区ごとの具体的なまちづくり方針について区民等の意見を聞き、その意見が十分に反映され

るよう必要な措置を講じ、都市復興基本計画を策定、公表する。

4 時限的市街地づくり

(1) オープンスペースの利用調整

被災状況を踏まえ、オープンスペースの用途別利用調整を行う。被災後の時間経過に対応した、暫定利用の転用のあり方についての調整を行う。

(2) 時限的市街地づくりの方針原案の作成及び決定

本格復興を円滑にすすめるために、暫定的な生活の場としての時限的市街地づくりの方針の原案を作成し、都へ報告する。

(3) 時限的市街地の建設・運営

都が建設した応急仮設住宅の入居者の募集と運営を行う。

都が行う公的住宅・民間住宅の空き家の利用あっせんについて、都に協力する。

第4節 都市復興事業の推進

1 復興まちづくり計画の策定

復興まちづくり計画（案）を作成し、区民に周知する。地元説明会やまちづくり協議会での協議結果を踏まえて、復興まちづくり計画を策定する。

2 復興都市計画の決定

復興まちづくり計画を実現する個々の事業について復興都市計画の原案を作成する。地元説明会やまちづくり協議会での協議結果を踏まえて、復興都市計画（案）を策定し、都市計画決定手続き（公告縦覧及び決定）を行う。

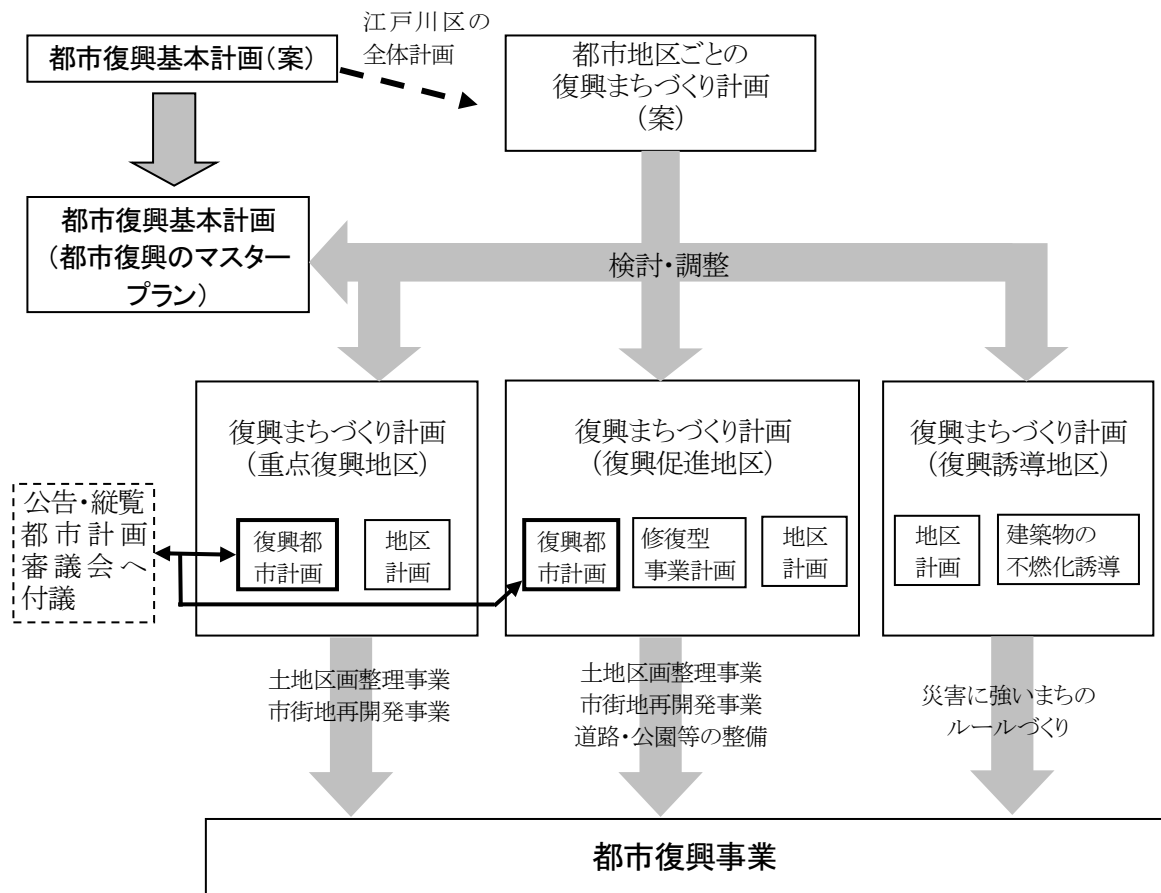
3 復興事業計画の作成・決定

復興事業計画（案）を作成し、区民に周知する。地権者との協議を行い、合意形成を図り復興事業計画を決定する。

4 都市復興事業の推進

復興事業計画に基づいて、都市復興事業を円滑に推進する。

※時限的市街地とは、区民が主体となって地域の復興をすすめるため、「暫定的な生活の場」として暫定的につくる市街地のことです。時限的市街地は、仮設の住宅、店舗や事業所と利用可能な残存建設物などから構成されます。



第3章 生活・産業の復興

第1節 生活の復興

区民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第2節 産業の復興

産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑にすすむよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策をすすめる。

東京都の策定する産業復興方針と連携し、中小企業施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取り引き等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。